

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)2月21日

提出者 町田市長職務代理者
町田市副市長 榎本悦次

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 請求権を行使できない債権

債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、破産法第253条第1項の規定により当該債権の請求権を行使できないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費戻入金	36,000円	2019年度
		生活保護費戻入金	3,460円	2021年度
2		生活保護費返還金	30,000円	2016年度
3		生活保護費返還金	329,500円	2003年度
4		生活保護費返還金	947,790円	2012年度
5		生活保護費戻入金	10,000円	2016年度
		生活保護費返還金	197,312円	2019年度
6		生活保護費返還金	20,000円	2010年度
		児童扶養手当返還金	740,000円	2012年度
7		生活保護費戻入金	96,043円	2010年度
		生活保護費返還金	34,000円	2018年度
8		生活保護費戻入金	54,996円	2021年度
9		生活保護費戻入金	113,690円	2013年度
		生活保護費戻入金	97,368円	2014年度
		生活保護費戻入金	70,880円	2017年度
		生活保護費戻入金	65,695円	2018年度

2 請求権行使に実効性がない債権

債務者が死亡し、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申立てを行い受理されたことから、債務者が不存在となり、かつ、亡債務者の相続財産管理人は選任されておらず、相続財産の価額が選任の申立てに要する費用を超えないと見込まれることから、当該債権の請求権行使に実効性がないもの

	債務者名	債権名	債権額	発生年度
1		生活保護費返還金	870,000円	2010年度